

授業料等免除・奨学金制度について

【入学料免除制度】

入学前1年以内に、主な学資負担者が死亡した場合、または本人もしくは主な学費負担者が風水害等の災害をうけたりして、入学料の納付が著しく困難であると認められる者は、本人の申請により選考のうえ、入学料の全額はまた半額が免除されます。

【入学料徴収猶予制度】

経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者は、本人の申請により選考のうえ、入学料の徴収が猶予されます。

【授業料免除制度】

経済的理由によって授業料の納付が困難でありかつ、学業優秀と認められる学生に対しては、本人の申請に基づき、選考のうえ、その期に納付すべき授業料の全額又は半額が免除されます。

【奨学金制度】

独立行政法人日本学生支援機構が、学業、人物とも優秀で、かつ健康であって経済的理由により修学に困難がある学生に、選考のうえ貸与する制度です。

第一種奨学金貸与月額（無利子）

区分	学年	自宅	自宅外	自宅・自宅外共通
本科生	1～3	21,000円	22,500円	10,000円
	4～5	45,000円	51,000円	30,000円
専攻科生	1～2	45,000円	51,000円	30,000円

第二種奨学金貸与月額（有利子）

4・5年生及び専攻科生には次の5種類、3万、5万、8万、10万、12万からいずれか選択できます。

このほかにも、地方公共団体、民間団体等の奨学金制度があります。
(地方公共団体・民間団体等の奨学金制度については、各々の団体にお問い合わせください。)

問い合わせ先 学生課学生支援係
TEL 0565-36-5913
FAX 0565-36-5970
E-Mail gakusei@toyota-ct.ac.jp